

○国立大学法人お茶の水女子大学附属中学校いじめ防止基本方針

〔 令和6年3月27日 〕
制 定

この方針は、国立大学法人お茶の水女子大学いじめ防止のための基本方針のⅡ-1に基づき、附属中学校のいじめに関する方針について定める。

1 基本方針

自主及び自律の精神を養い、いじめのない学校の実現をめざして、一致協力体制のもとで、いじめの防止、対応にあたる。広い視野を持ち、互いに尊重することで一人ひとりが自信を持ち、仲間はずれを作らない生活環境を保障することで、いじめを予防する。

2 いじめの定義

この方針において「いじめ」とは、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第2条に定めるものをいう。

3 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) 「いじめは絶対に許されない」、「いじめは人権侵害である」との認識を学校全体に広げていくことが大切であり、いじめを絶対に許さない学校の姿勢を示していく。
- (2) いじめはどの生徒にも起こり得る、どの生徒も被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、互いを認め合える人間関係・学校風土を生徒自らが作り出していける状況を作り、いじめ根絶の意識を高める。
- (3) 教職員全員で、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に努め、いじめに関する情報の共有と指導により、早期発見に努める。いじめを発見した場合には、学校全体として速やかな対応を行う。
- (4) 生徒が相談しやすい状況を維持していくため、スクールカウンセラー、保護者、お茶の水女子大学、附属学校園及び関係機関等との連携を強化し、協力体制を整える。

4 学校及び教職員の責務

すべての教育活動を通じ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめのない学校生活を維持していく。いじめが発生した場合には、学年、生徒指導保健安全部、いじめ防止対策委員会等、校内組織の連携を図り、適切かつ迅速に対応する。

5 いじめ防止等のための組織

(1) いじめ防止対策委員会（いじめ校内委員会）

ア 設置の目的

いじめの未然防止、いじめの早期発見に努めるための情報の共有を図り、さらに、いじめ発生時の対処全般に関する措置を組織的に行うことを目的とする。

イ 所掌事項

- いじめの未然防止に関すること
- いじめの早期発見に関すること
- いじめ事案への対策・対応に関すること
- いじめ防止計画の策定に関すること
- いじめ防止の取組・いじめ事案への対応等の検証、いじめ防止基本方針等の見直しに関すること
- いじめ防止対策推進法第28条に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）への対処に関すること
- その他いじめ問題に関すること

ウ 会議

定期的に年間3回程度開催し、いじめ事案発生時は緊急開催する。

エ 委員構成

校長、副校長、主幹教諭、生徒指導保健安全部長（委員長）、養護教諭、スクールカウンセラー、その他校長が必要と認める者とする。その他、事案発生時は当該学年担任を加える。

オ 連携する校内組織

① 学年担任会・学年会

- ・担任会は週1回開催する。学年会は月1回程度開催する。
- ・日常的に生徒情報を共有し、生徒間トラブルやいじめの発生にあたって

指導を行う。

② 生徒指導保健安全部会

- ・週1回開催する。
- ・生徒指導に関する情報共有を図り、指導計画を立案・実施する。

③ 学年主任会

- ・週1回開催する。
- ・生徒情報（主として生徒の問題行動や生徒間トラブル等）を共有し互いに助言する。

④ 教育相談委員会

- ・週1回開催する。
- ・生徒情報（主として教育相談に関する情報等）を共有し互いに助言する。

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

いじめ問題が発生した際、学校がそれを迅速かつ的確に解決できるようにするため、各関係機関と連携を図り、対策・対応を協議しながら、関係生徒・保護者に対して必要な支援を行うことを目的とする。

イ 所掌事項

いじめ問題発生時における必要な対策・対応・支援に関すること。

ウ 会議

いじめ問題発生時に必要に応じて会議を招集する。

エ 委員構成

警察関係者（スクールサポーター）、PTA会長、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他校長が必要と認める者

6 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

ア 学級活動や道徳、全校朝礼や学年集会等の時間を活用し、生徒に対していじめのない学校づくりを常に発信・啓発し、互いの人格を尊重する精神の育成を図る。

イ 各学年担任・副担任は、学級内の生徒の様子を観察するとともに、気にかかる生徒への声掛け等を積極的に行う。

ウ 各学年担任・副担任は、総合カリキュラム（道徳・学級活動・総合的な学

習の時間を統合的に運用している授業)等を活用して、各学年の年間指導計画に基づき、いじめ防止に関する内容の啓発を学期に一回程度実施する。

エ 全教職員が、校内研修や職員会議を通していじめに関する共通理解を図り、組織的に対応する。

オ 生徒指導保健安全部は、生徒会等を通じて、生徒による自発的ないじめ防止に関する活動が行える体制作りに努める。

(2) 早期発見のための取組

ア 担任は、年に2回程度、生徒と二者面談を実施し、いじめの有無について状況を把握するとともに、必要に応じて、三者面談を行うなど、生徒の状況把握に努める。さらに、「心の健康アンケート(年2回)」「学校生活アンケート(年1回)」「いじめセクシャルハラスメントアンケート(年1回)」等のアンケートを実施して、いじめの早期発見に努める。

イ 養護教諭及びスクールカウンセラーは、日常的に生徒の相談窓口になるとともに、必要に応じて学年担当と連携して生徒の状況を共有する。

ウ 生徒状況についての報告を学年会や企画調整会議・職員会議等にて共有する。

エ 副校長及び各教員は、校内巡回等を通じた生徒の状況把握・観察を随時実施する。

(3) 早期対応のための取組

ア 発見された事案について、以下の対応を行う。

① 当該学年が中心となって対応(学年内の情報共有、聞き取り・指導・保護者連絡等)を行う。

・事案を問わず、いじめ校内委員会委員長及び副校長に報告する。報告に当たっては、学年主任会・教育相談委員会等の時間を活用できる。

② いじめ校内委員会委員長は副校長と情報を共有し、必要に応じて当該委員会を招集する。

・副校長は大学いじめ問題等対策連絡協議会に当該委員会对応事案の発生を報告し連携する。

・いじめ校内委員会と学年が連携して、いじめを受けた又は受けた疑いのある生徒・保護者への支援、いじめを行った又は行った疑いのある生徒への指導、周囲の生徒へのケア等、教職員の役割分担を明確にする。

・必要に応じて大学や大学顧問弁護士と相談しながら対応していく。

イ スクールカウンセラーを活用し、被害生徒の安全を第一優先とした心理的ケアを含めた対応を行う。

ウ 学年、いじめ校内委員会、必要に応じて学校サポートチームが連携して、いじめを行った又は行った疑いのある生徒・保護者への組織的・継続的な指導及び観察を徹底する。また、必要に応じ、スクールカウンセラーを活用していく。

エ 関係周辺生徒等への安全を確保するために、教員同士の情報共有を図るとともに、生徒の状況把握に努める。同時に保護者等との緊密な連携を図る。

オ 啓発資料（「いじめ防止シート」）等の活用により、関係周辺生徒への適切な指導を行う。

カ 定期的及び事案発見時に、学校で定めた「いじめ防止マニュアル」を参照し、取組にあたりとともに、学校で定めた「いじめ防止対策チェックリスト」及び文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドラインチェックリスト」を活用して取組状況を確認する。

(4) 重大事態への対処

ア 重大事態が発生した場合、附属学校部長に報告して大学との連携を図る。

イ スクールカウンセラーや関係機関との連携を図り、関係生徒の面談や情報交換を積極的に行える体制を構築する。状況に応じて、スクールカウンセラーや関係機関等を含めた授業観察等を実施する。

ウ いじめを受けた又はを受けた疑いのある生徒の心的ケアを最優先にし、最悪のケースを回避するための校内体制を構築する。同時に保護者との連絡を密にし、積極的に状況を把握する。

エ いじめを受けた又はを受けた疑いのある生徒がいち早く通常の学校生活を送ることができるように、保護者と連携を図りながら、いじめを受けた又はを受けた疑いのある生徒の状況に応じた指導体制を構築する。

オ いじめを行った又は行った疑いのある生徒の状況を把握するため、家庭訪問等を実施し、いじめを行った又は行った疑いのある生徒への指導体制を構築する。

(5) 調査委員会の設置

学校が重大事態の調査組織の主体となる場合には、いじめ防止対策推進法及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に則った組織を設置する。

7 教職員研修計画

- (1) 全教職員が、いじめ問題に関する共通認識・共通理解を図り、それぞれの役割と責任に応じた主体的な行動をとれるようにするため、年に2回程度、いじめ問題や人権教育等に関する校内研修会を実施し、教職員の意識向上を図る。
- (2) 人権教育研究協議会等外部団体が主催する校外の研修会に積極的に教員を派遣し、校内研修等を活用した報告会等を実施する。

8 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 校内での相談体制について、スクールカウンセラー便り、ホームページ等により継続的に情報発信を行う。
- (2) P T Aとの連携を強化し、保護者会等を活用した情報提供を積極的に行い、理解・協力を依頼する。
- (3) 保護者との連携を密にし、学校との相談が行いやすい環境を整える。
- (4) いじめ防止対策推進法第9条に定める、保護者の責務（児童等に対していじめを行わない規範意識を養うための指導及びその他の必要な指導を行うよう努めることをいう。）について、保護者への周知を図る。

9 関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 日頃から関係機関や団体等との連携を図り、学校外の人材を活用できる体制を構築する。
- (2) 効果的な指導等を行うため、警察・児童相談所等との連携を図り、必要に応じて協力・支援等を得ながら対応・対策を検討する。
- (3) 状況に応じて警察への通報を積極的に行い、共同での指導体制を構築する。

10 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 基本方針の策定、いじめの防止・対策に当たっては「国立大学法人お茶の水女子大学いじめ防止のための基本方針」及び関連規定等にしたいがい、本学の各附属校園と連携・調整してこれを行う。
- (2) チェックシート等を活用し、取組の実施状況等を評価するとともに、いじめ防止基本方針の検証を行い、次年度以降の改善につなげる。
- (3) 生徒・保護者への学校評価アンケート等を通して、いじめ防止対策への評価を実施し、次年度以降の取組に反映させる。

- (4) 外部関係機関等からの指導・助言を積極的に次年度への対策へ活用していく。
- (5) いじめ防止マニュアル及びいじめ防止対策チェックリストは、年に1回見直しを行い、必要に応じて改定する。

附 則

この方針は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この方針は、令和7年4月1日から施行する。